

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又は に示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

作物の生産

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術である。また、土づくりにおけるたい肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要である。このため、たい肥等の有機物の施用などによる土づくりを励行する。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

3 効果的・効率的で適正な防除

病虫害・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬の使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、作物の生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

7 生産情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、污水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見・情報の収集

環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。